



平成 28 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 世紀東急工業株式会社
代表者名 取締役社長 佐藤 俊 昭
(コード番号 1898 東証第 1 部)
問合せ先 総務人事部長 打越 誠
T E L 0 3 - 3 4 3 4 - 3 3 4 5

建設業法に基づく営業停止処分に関するお知らせ

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社および関東支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から排除措置命令を受けたことに伴い、本日、国土交通省より建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり営業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

本件に関しまして、株主様、お取引先様はじめ関係者の皆様には、多大なご心配とご迷惑をおかけいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社では、このたびの処分を厳粛に受け止め、役職員一同、今後とも法令順守の一層の徹底に取り組み、皆様からの信頼の回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命ぜられた営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

2. 営業停止期間

平成 28 年 12 月 2 日から平成 29 年 1 月 15 日までの 45 日間

3. 業績に与える影響

今回の処分が平成 29 年 3 月期の業績に与える影響につきましては、平成 28 年 11 月 8 日に公表いたしました業績予想数値に織り込んでおります。なお、今後の状況により、業績予想の修正等が必要となった場合には、別途、速やかに開示いたします。

以 上